

旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針

関連マニュアル編

旭 川 市

令和8年5月改訂版

目 次	
① 室内空気汚染低減対策仕様書 -----	2 ～ 4
② 室内空気汚染対策に係る広報手順 -----	5 ～ 1 0
③ 室内空気採取における準備作業マニュアル -----	1 1 ～ 1 9
④ 室内空気汚染に係る職員健康対策マニュアル -----	2 0 ～ 2 3
⑤ 室内空気汚染における市民健康被害対応マニュアル -----	2 4 ～ 3 0
⑥ シックスクール対策マニュアル（旭川市教育委員会学校教育部）	

① 室内空気汚染低減対策仕様書

この仕様書は、旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針に基づき、設計者、工事監督員、施工者及び施設管理者等が連携して、市有の公共建築物の室内空気汚染の低減を図るために、使用する材料・機器等の選定や施工等に当たっての取り組み事項等を定めるものである。

1 室内空気汚染低減のための材料規格等

室内空気汚染低減のための材料規格は下表に示すほか、厚生労働省が室内濃度指針値として規定している13種類の化学物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン・クロルピリホス・テトラデカン・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル・ダイアジノン・アセトアルデヒド・フェノブカルブ）を含有しない又は含有が極力少ない材料を選定するよう努めること。

材料・機器等	規格等
合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材	日本農林規格(以下、J A Sという。)で定めるF☆☆☆☆等級又はそれと同等以上の性能を持つもの。(接着剤又は塗料を含んでいるものの接着剤又は塗料の規格は下記による)
MDF、パーティクルボード(家具及び建具の心材として用いる場合を含む)、その他の木質建材	日本産業規格(以下、J I Sという。)で定めるF☆☆☆☆等級又はそれと同等以上の性能を持つもの。(接着剤又は塗料を含んでいるものの接着剤又は塗料の規格は下記による)
壁紙	ホルムアルデヒドの放散量がJ I Sで定めるF☆☆☆☆等級又はそれと同等以上の性能を持つもので、かつ、含まれる可塑剤が難揮発性のものでトルエン、キシレン及びエチルベンゼンを原材料に使用していないものとして、S V規格(壁紙製品標準規格)に適合するもの。
接着剤	J I Sで定めるF☆☆☆☆等級又はそれと同等以上の性能を持つもので、ホルムアルデヒド不検出のものとし、有機溶剤を含有しない、又は含有が極力少ないもので、かつ、含まれる可塑剤が難揮発性のもの。
塗料、仕上塗材	材質は水性系でJ I Sで定めるF☆☆☆☆等級又はそれと同等以上の性能を持ち、トルエン及びキシレンを配合しないもので、T V O C含有量及び芳香族系溶剤類の含有量が日本塗料工業会の「健康リスクに対する建築用塗料の目標基準」を満たし、かつ、含まれる可塑剤が難揮発性のもの。
グラスウール又はロックウール緩衝材、断熱材及び保温材(配管及びダクト等の保温材に用いる場合を含む)	J I Sで定めるF☆☆☆☆等級又はそれと同等以上の性能を持つもの。
木材保存剤	工場において防腐処理等を行うものとし、十分に乾燥した後に搬入し、現場における塗布又は吹付けは、現場において加工した箇

	所のみとする。
配管材料及び接合材料、工場製作機器等	暖房、衛生及び換気等の機械設備工事における材料及び機器等の選定に当たっては、放散のないもの、あるいは可能な限り放散の少ないものを選択するとともに、含有成分表示及びその含有成分の放散に関する規格（公的規格、安全データシート及び業界自主登録表示）などが確認できるものを使用する。
耐熱塗料	耐熱塗装を行う場合は、有機溶剤を含まないものを原則とし、使用箇所等の制限を受けるものは、監督員と十分協議する。

2 室内空気汚染低減のための対策

- (1) 工事（特に増築、改修工事）の施工に当たっては、該当工事の関係者以外の第三者の安全確保のため、工事現場から既設建物の室内空気環境を悪化させないように必要な防止対策を講ずる。
- (2) 設計図書に定められた工法以外で、室内空気汚染低減に有効な工法の提案がある場合は、工事監督員と協議する。
- (3) 材料、施工材の選定に当たっては、含有成分表示やその含有成分の放散に関する規格（公的規格、安全データシート及び業界自主登録表示）などが確認できるものを使用し、可能な限り厚生労働省が室内濃度指針値を規定している 13 種類の化学物質を含有しない又は含有が極力少ない材料を選択する。
- (4) 工場製作品等についても材料、接着剤等の含有成分表を入手し確認する。
- (5) 製作する木製家具等の塗装については、現場での塗装が最小限となるような施工管理を行う。
- (6) 合板、ボード類の放置期間及び接着剤、塗装の乾燥期間を十分に確保できる工程管理を行う。
- (7) 材料保管の際は、放散の多い材料と別に保管するなど、他製品などからの化学物質の吸着を防止するよう適切な措置を講ずること。
- (8) 工事中は、強制換気、必要に応じてベイクアウト等の強制放散措置及び簡易測定を実施するなど工事現場内のVOCに対し配慮する。
- (9) 美装時のワックスなどのメンテナンス用品についても、使用する場合は含有成分を確認し工事監督員と協議する。
- (10) 室内空気汚染低減のための対策については、別途発注工事を含めた全ての施工者の責任において、工事を完成させる。
- (11) 建物引渡し時には、施設管理者に対し換気・通風等の取扱い説明を行う。

3 VOC等の室内濃度測定

次の項目に従い工期中に室内空気濃度を測定し、厚生労働省による指針値以下であることを確認して、対策会議及び施設管理者等に報告する。

測定場所 対策会議等の決定した場所とする。

測定機関名 旭川市保健所等

測定方法 測定対象となる建築物により次の方法に準拠し実施する。

- (1) 室内空気中化学物質の測定マニュアル（統合版）
（令和7年1月17日医薬審発0117第4号）
- (2) 「学校環境衛生基準」（文部科学省）
- (3) 「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」（国土交通省）

測定対象物質

VOC	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
※エチルベンゼン	370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

※ 2025.1.17 室内濃度指針値が3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ へ大幅に引き下げられた。

別途発注工事において室内空気濃度測定を実施する場合は、円滑に測定ができるよう協力するとともに、厚生労働省による指針値以下であることを確認し報告する。

② 室内空気汚染対策に係る広報手順

旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針（以下「指針」という。）に基づき、市民、施設利用者に適切に広報するための手順を以下に定める。

1 設計・施工管理（完成時測定）の場合の広報

市有の公共建築物で工事期間中に測定したVOC等の測定結果（測定日、測定箇所、測定項目、指針値等）は、その引き渡し後、担当課（「工事依頼、修繕施工若しくは什器等の購入などを行う課」をいう。）の管理する施設等のホームページに掲載するとともに当該施設に掲示する。

（1）測定結果が指針値を超えた場合

工事発注部局は、測定結果が指針値を超えた場合、工事期間中でも一般市民への影響に配慮して適切な対応を講じ、指針Ⅱ取り組み内容の1設計施工管理の（3）施工測定の⑥のとおり低減措置を講じた後、改めて測定を行い、指針値以下であることを確認する。

市は、測定結果が指針値以下であることが確認されるまで、引き渡しを受けないこととされていることから、工期延長が必要となる場合がある。

工期延長が必要な場合、工事関係者や工事依頼課以外にも様々な影響を及ぼすことが考えられることから、工事発注部局が関係部局及び旭川市公共建築物室内空気汚染対策会議（以下「対策会議」という。）にその旨を報告するほか、工事発注部局のホームページに測定結果を掲載し、旭川市ホームページトップページの新着情報にも掲載する。

なお、工期延長等について記者発表した場合は、その内容も含め発注部局のホームページに掲載する。

（2）測定結果が指針値以下の場合

測定結果が指針値以下の場合、工事発注部局は工事依頼課に完成時測定の結果を通知し、工事依頼課は引き渡しを受けた後、その測定結果を担当課の管理する施設等のホームページに掲載するとともに、当該施設で測定結果を掲示し、その旨を対策会議に報告する。

（3）関係部局等への報告

測定結果が指針値を超えた場合は、次のとおりとする。

担当課→担当部長→副市長→市長への報告（「緊急広報」「通常広報」の判断をする）

担当部長→保健所長への報告

担当部長→議会への報告

担当部長→総合政策部長への報告（「緊急広報」「通常広報」の判断に基づき公表の場を設定する（緊急記者会見、レクチャー、報道依頼など））

2 引き渡し後・初期管理（什器搬入後測定、夏期測定）の場合の広報

市有の公共建築物でVOC等を測定した場合は、測定日、測定箇所、測定項目、指針値、測定結果を担当課の管理する施設等のホームページに掲載及び当該施設で掲示する。

（１）測定結果が指針値を超えた場合

測定結果が指針値を超えた場合、その測定結果を担当課の管理する施設等のホームページ及び旭川市ホームページトップページの新着情報に掲載するとともに、当該施設で測定結果を掲示し、その旨を対策会議に報告する。

記者発表した場合は、その内容も含め担当課の管理する施設等のホームページに掲載する。

（２）測定結果が指針値以下の場合

測定結果が指針値以下の場合、その測定結果を担当課の管理する施設等のホームページに掲載するとともに、当該施設で測定結果を掲示し、その旨を対策会議に報告する。

（３）関係部局等への報告

測定結果が指針値を超えた場合は、１の（３）に同じ

3 日常の管理（什器入替え後等）の場合の広報

市有の公共建築物でVOC等を測定した場合は、測定日、測定箇所、測定項目、指針値、測定結果を担当課の管理する施設等のホームページに掲載及び当該施設で掲示する。

（１）測定結果が指針値を超えた場合

２の（１）に同じ

（２）測定結果が指針値以下の場合

２の（２）に同じ

（３）関係部局等への報告

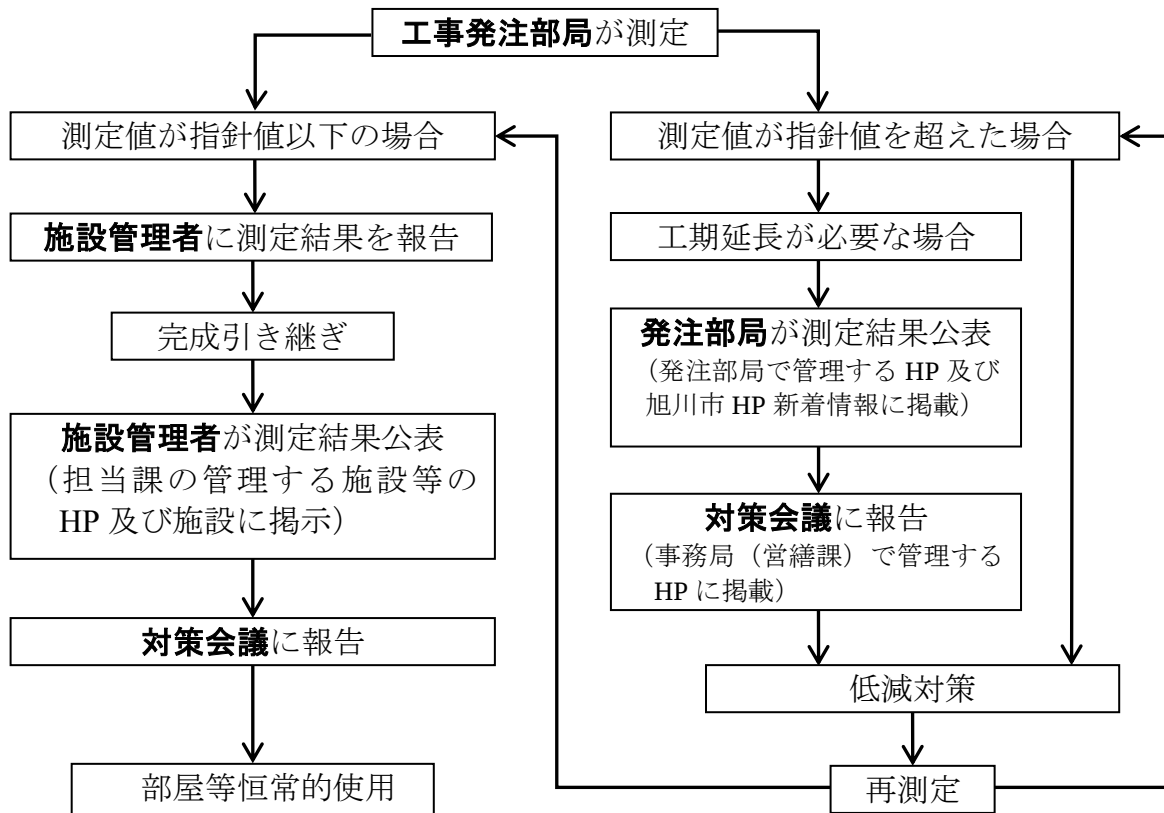
測定結果が指針値を超えた場合は、１の（３）に同じ

※記者発表（市政記者会等への公表）は

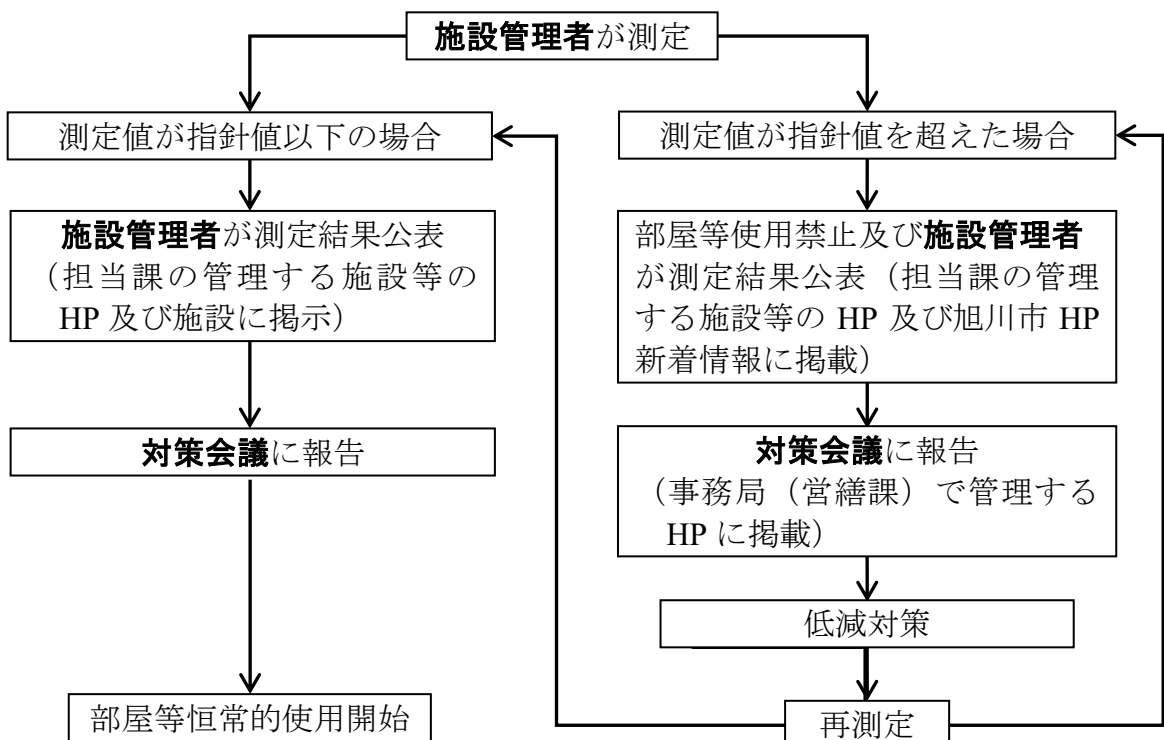
- ・ 緊急記者会見、記者レクチャー、報道依頼などによる。
- ・ 測定結果は、速やかに公表する。
- ・ 緊急記者会見、臨時のレクチャーの場合、遅くとも発表の２時間前には広報係から市政記者会等へ連絡できるように組織としての意思決定を終えておくこと。

VOC測定と測定結果公表のフロー

1. 設計・施工管理（完成時測定）の場合



2. 初期管理・日常管理の場合（什器搬入後測定、夏期測定など）



3. 学校における定期検査の場合

(㊦ シックスクール対策マニュアル 45-2 ページによる)

広報の区分

	緊急広報	通常広報
状態	災害や市民の生命や財産、健康に係るもので一刻も早く知らせる必要があるもの	制度のお知らせやイベント関係など定例的なお知らせ
具体例	・シックハウス指針値超え ・BSE発生 ・SARS発生 ・レジオネラ菌指針値超え ・感染症 ・食中毒 ・鳥インフルエンザ発生 ・風水害、大規模火災 ・地震 ・雪害 ・断水 ・クラッカー被害 - など	・制度の説明 ・お知らせ ・申し込み ・市民参加 ・パブリックコメント ・シックハウス測定値 ・BSE検査件数 - など
手続き	・庶担係とりまとめ ・関係部局との協議調整 ・決裁 - 市民生活に極めて重大な影響があるもの - 副市長、市長決裁 - 重大な影響があるもの - 部長、関係部長決裁 ・広報広聴課との協議	・庶担係とりまとめ ・関係部局との協議調整 ・決裁（課長、部長） ・広報広聴課との協議
活用媒体等	・市政記者会等 - 緊急記者会見 - 緊急レクチャー - 報道依頼 ・ホームページ - など	・広報誌 ・ホームページ ・テレビ、ラジオ ・市政記者会等 - 定例記者会見 - レクチャー - 報道依頼 ・パンフ、チラシ - など
その他	5W2HYTT When いつ 日時 Where どこで 場所 Who だれが 主催者 What 何を 内容 Why なぜ 目的 How どのように 方法 How Much いくら 経費 Yesterday 過去の状況 Today 現状の認識 Tomorrow 今後の計画、 課題、効果 などを要領よく公表する	5W2HYTT 左記と同じ

© 室内空気採取における準備作業マニュアル

このマニュアルは、旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針に基づくVOC等の測定（以下「測定」という。）にあたり、30分間の空気採取における測定場所の換気や密閉などの準備作業とその記録、及び24時間採取における室内使用状況の記録を適切に実施するために定めるものである。

1 空気採取における準備作業

空気採取における準備作業とは、厚生労働省等の通知に示された採取方法のうち、新築・改修時に行う30分間採取における測定場所の換気及び密閉などの条件に基づき実施する作業をいう。居住時に行う24時間採取では平常の生活（執務）状態において空気を採取するが、測定場所の使用状況は記録する。

これらの作業は、正しい測定値を得ると同時に、得られた数値を評価する上で必要不可欠なものである。従って、測定を依頼した施設管理者又は工事発注部局は、このマニュアルに従い適切に取り組まなければならない。

なお、「学校環境衛生基準」（文部科学省）に基づき、定期検査、臨時検査を行う場合においては、「新築・改修時等における30分間採取をする場合」の作業手順を準用する。ただし、採取前の換気時間については、30分間以上とする。

2 作業責任者

- (1) 施設管理者又は工事発注部局は、測定に際し室内空気採取時の準備のための作業責任者を置く。
- (2) 作業責任者は作業実施者を指名する。
- (3) 作業責任者は当該作業を統括し、実施状況を確認する。

3 作業実施者

- (1) 作業実施者は4の作業手順に従い、室内空気採取時の準備作業を実施する。

4 作業手順

A. 新築・改修時等における30分間採取をする場合（室内空気中のVOCの最大濃度を推定）。

手 順	注 意 事 項
(1) 作業時刻の設定 ①室内空気採取前の換気時刻を設定する。 ②室内空気採取前の密閉時刻を設定する。 ③室内空気の採取時刻を設定する。 ④室内空気採取後の換気時刻を設定する。	・換気時間は30分間とする。 ・密閉時間は5時間以上とする。 ・採取に要する時間は1ヶ所およそ30分間で、午後2時～3時に設定するのが望ましい（学校環境衛生の基準では授業を行う時間帯とする）。 ・室内濃度が最大となる条件で空気を採取することから、空気採取後に当該場所を使用する場合は必ず30分以上の換気時間を設定する。
(2) 関係者への通知 ①職員、施設利用者、工事関係者、守衛、管理人等に測定の実施について周知する。	・密閉中及び測定中には測定場所への立ち入りができなくなることを周知する。
(3) 空気採取場所の換気 ①外気に面した窓・玄関及び測定場所への出入り口扉を開放する。 ②家具・建具・備え付け品の扉、引き出しを全て開放する。 ③この状態を30分間維持する。 ④記録シート（様式1・様式3）に必要事項を記載する。	・この換気はVOC等の室内濃度を外気と同レベルにする目的で行う。 ・換気中に誤って扉等を閉めることのないよう、張り紙等により周知する。この場合、油性ペンを使用してはならない。 ・作業実施者が記載し、作業責任者が確認する。
(4) 空気採取場所の密閉 ①換気後、外気に面した窓・玄関及び測定場所への出入り口扉を閉鎖する。 ②24時間の常時換気システムのための換気口以外は閉鎖する。 ③局所換気扇がすべて停止していることを確認する。 ④室温が10℃以上あることを確認する。 ⑤測定場所を施錠する。施錠が不可能な場合	・家具・建具・備え付け品の扉、引き出しは開放したままとする。 ・24時間の常時換気システムは稼働させたままとする。 ・壁面・トイレ・キッチン等に設置し、必要に応じて使用する換気扇等を指す。 ・10℃未満の場合は測定を行わない。実際には、人が生活するのに適した温度（20℃）以上あることが望ましい。 ・密閉中に誤って立ち入ることのないよう、張り

は張り紙等により入室禁止を周知する。 ⑥この状態を5時間以上維持する。 ⑦記録シート（様式1・様式3）に必要事項を記載する。	紙等により周知する。この場合、油性ペンを使用してはならない。 ・作業実施者が記載し、作業責任者が確認する。
(5) 室内空気の採取 ①測定機関が行う空気採取時の聞き取り調査に協力する。	・空気の採取は測定機関が行う。 ・空気採取中には測定者以外立ち入りはできない。
(6) 空気採取後の換気 ①空気採取終了後、速やかに採取場所の換気を行う。	・空気採取後に当該場所を使用する場合は、必ず換気を行う。
(7) 記録シートの保存 ①記録シートは施設管理者又は工事発注部局が5年間保存する。	

B. 居住時における24時間採取をする場合（VOCの平常時における存在量、暴露量を推定）。

手 順	注 意 事 項
(1) 関係者への通知 ①職員、施設利用者、守衛、管理人等に測定の実施について周知する。	・測定機器等に手を触れないよう注意を促す。
(2) 室内空気の採取 ①平常の生活（執務）を行いながら室内空気を採取する。 ②室内使用状況を記録シート（様式2・様式3）に記載する。	・空気の採取は測定機関が行う。 ・窓開け等による換気は平常通り行って良いが、その回数、時間は記録シートに記載する。 ・油性ペン等揮発性のあるものを使用した場合、記録シートに記載する。 ・記録シートは作業実施者が記載し、作業責任者が確認する。
(3) 記録シートの保存 ①記録シートは施設管理者が5年間保存する。	

記 録 シ ー ト

1. 施 設 名	☐			
2. 測 定 場 所	☐			
3. 測定年月日	☐	年	月	日
4. 測定の周知	☐			
*1 5. 天 候	☐			
*2 6. 温 度	☐	℃		
7. カーテン等	☐	無 ・ 有 (種類: カーテン・レースカーテン・ブラインド・その他) 状 態 (全開・1/2 開・1/4 開・全閉)		
*3 8. 常時換気システム	☐	無 ・ 有	作動状況 ☐	切 ・ 入
9. 暖房機の使用	☐	無 ・ 有	10. 冷房機の使用 ☐	無 ・ 有
11. 換 気 時 刻	☐	: ~ :		
①出入口等の開放	☐	出入口 (開・閉) 窓 (開・閉)		
②什器等の開放	☐	名 称 ☐	開閉の状況 ☐	数 量 ☐
			開 開	
*4 ③局所換気扇の作動状況	☐ ☐	切 ・ 入 切 ・ 入		
④換気終了時の温度	☐	℃		
⑤換気終了時の天候	☐			
12. 密 閉 時 刻	☐	: ~ :		
①出入口等の開放	☐	出入口 (開・閉) 窓 (開・閉)		
②什器等の開放	☐	名 称 ☐	開閉の状況 ☐	数 量 ☐
			開 開	
③局所換気扇の作動状況	☐ ☐	切 切		
④密閉終了時の温度	☐	℃		
⑤密閉終了時の天候	☐			
14. 測 定 機 関	☐			
15. 作業実施者	☐			
16. 作業責任者	☐			

* 作業責任者は、各項目を確認すること(□に✓)。

記録シート記入上の注意

- * 1 : 室内空気採取時の天候を記入してください。
- * 2 : 室内空気採取時の室温を記入してください。
- * 3 : 計画(24時間)換気システムの作動状況を記入してください。
- * 4 : 計画(24時間)換気システム以外の作動状況を記入してください。

記 録 シ ー ト (記入例)

1. 施 設 名	☒	第3庁舎保健所棟		
2. 測 定 場 所	☒	機器室		
3. 測定年月日	☒	令和5年 8月 4日		
4. 測定の周知	☒	職員・警備員・清掃業者には口頭、張り紙実施		
*1 5. 天 候	☒	曇り時々晴		
*2 6. 温 度	☒	23.8 °C		
7. カーテン等	☒	無・ ☒ (種類: カーテン・レースカーテン・ <u>ブラインド</u> ・その他) 状 態 (<u>全開</u> ・1/2開・1/4開・全閉)		
*3 8. 常時換気システム	☒	無・ ☒	作動状況 ☒	切・ ☒
9. 暖房機の使用	☒	☒ ・有	10. 冷房機の使用 ☒	☒ ・有
11. 換 気 時 刻	☒	9:00 ~ 9:30		
①出入口等の開放	☒	出入口 (開・閉) 窓 (<u>開</u> ・閉)		
②什器等の開放		名 称 ☒	開閉の状況 ☒	数 量 ☒
		ロッカー	<u>開</u>	5
		本棚	<u>開</u>	3
*4 ③局所換気扇の作動状況	☒ ☒	切・ ☒ 切・ ☒		
④換気終了時の温度	☒	23.8 °C		
⑤換気終了時の天候	☒	曇り		
12. 密 閉 時 刻	☒	9:30 ~ 14:30		
①出入口等の開放	☒	出入口 (開・ <u>閉</u>) 窓 (開・ <u>閉</u>)		
②什器等の開放		名 称 ☒	開閉の状況 ☒	数 量 ☒
		ロッカー	開	5
		本棚	開	3
③局所換気扇の作動状況	☒ ☒	<u>切</u> <u>切</u>		
④密閉終了時の温度	☒	23.8 °C		
⑤密閉終了時の天候	☒	晴		
14. 測 定 機 関	☒	旭川市保健所		
15. 作業実施者	☒	旭川太郎		
16. 作業責任者	☒	北海花子		

* 作業責任者は、各項目を確認すること (□に✓)。

記録シート記入上の注意

* 1 : 室内空気採取時の天候を記入してください。

* 2 : 室内空気採取時の室温を記入してください。

* 3 : 計画 (24時間) 換気システムの作動状況を記入してください。

* 4 : 計画 (24時間) 換気システム以外の作動状況を記入してください。

記 録 シ ー ト

施 設 名 ☐													
測 定 場 所 ☐													
測定年月日 ☐	年 月 日 時 分(測定開始日) ~ 年 月 日 時 分(測定終了日)												
測定の周知 ☐													
生活状況の記録													
時 刻	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
在室 ☐													
入口 ☐													
窓 ☐													
換気システム ☐													
換気扇 ☐													
カーテン等 ☐													
暖房 ☐													
掃除 ☐													
什器 ☐													
揮発性物質 ☐													
その他 ☐													

生活状況の記録													
時 刻	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	
在室 ☐													
入口 ☐													
窓 ☐													
換気システム ☐													
換気扇 ☐													
カーテン等 ☐													
暖房 ☐													
掃除 ☐													
什器 ☐													
揮発性物質 ☐													
その他 ☐													
備 考													
測 定 機 関 ☐													
作業実施者 ☐													
作業責任者 ☐													

* 作業責任者は、各項目を確認すること（□に✓）。

記録シート記入上の注意

この記録シートは、測定結果を評価する際に必要となりますので、全ての項目について必ず記入してください。

生活状況の記録について、測定開始から終了までの24時間について記入してください。測定開始前に特に揮発性有機化合物が発生したと思われる状況があれば、備考欄に記入してください。

(様式2)

記 録 シ ー ト (記入例)

施設名	☑	第3庁舎保健所棟											
測定場所	☑	機器室											
測定年月日	☑	令和5年10月23日9時00分(測定開始日)～5年10月24日9時00分(測定終了日)											
*1測定の周知	☑	職員・警備員・清掃業者には口頭、張り紙実施											
生活状況の記録													
時刻	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	
*2在室	☑					在室							
*3入口	☑			開				開					
*4窓	☑			開			開		開				
*5換気システム	☑					動							
*6換気扇	☑		動							動			
*7カーテン等	☑						開						
*8暖房	☑					使用							
*9掃除	☑											●	
*10什器	☑			開				開					
*11揮発性物質	☑			●				●					
その他	☐												
備考 マジック使用 掃除にマイペット使用													
測定機関	☑	旭川市保健所											
作業実施者	☑	旭川太郎											
作業責任者	☑	北海花子											

* 作業責任者は、各項目を確認すること（☐に✓）。

* 1：関係職員や測定について張り紙等で周知をしているか、記入してください。

* 2：在室時間を記入してください。

* 3：出入り口の開閉状況を記入してください。

* 4：窓の開閉状況を記入してください。

* 5：計画（24時間）換気システムの作動状況を記入してください。

* 6：局所換気扇の作動状況を記入してください。

* 7：カーテン・ブラインドの開閉状況を記入してください。

* 8：暖房の使用状況を記入してください。

* 9：掃除の時間を記入してください。（洗剤の使用がある場合は、品名を備考欄に記入してください。）

* 10：測定室にある家具等の扉の開閉状況を記入してください。

* 11：殺虫剤・ヘアスプレー・消臭スプレー・エアゾール製品等の使用状況を記入してください。

什器等の室内配置状況記録シート

施 設 名	☐	
測 定 場 所	☐	
測 定 年 月 日	☐	年 月 日
平 面 図	☐	(写真等の添付も可)
作 業 実 施 者	☐	
作 業 責 任 者	☐	

* 作業責任者は、各項目を確認すること（□に✓）。

(様式3)

什器等の室内配置状況記録シート(記入例)

施 設 名	☒	第3庁舎保健所棟														
測 定 場 所	☒	機器室														
測 定 年 月 日	☒	令和5年 8月 4日														
平 面 図	☒	(写真等の添付も可) 北 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 20%; text-align: center;">ロッカー</td><td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 実験台 </td><td style="width: 20%; text-align: center;">実験台</td></tr><tr><td style="text-align: center;">ロッカー</td><td style="text-align: center;">実験台</td></tr><tr><td style="text-align: center;">本棚</td><td style="text-align: center;">実験台</td></tr><tr><td style="text-align: center;">本棚</td><td style="text-align: center;">実験台</td></tr><tr><td style="height: 30px;"></td><td style="height: 30px;"></td></tr><tr><td colspan="3" style="height: 30px;"></td></tr></table> 南	ロッカー	実験台	実験台	ロッカー	実験台	本棚	実験台	本棚	実験台					
ロッカー	実験台	実験台														
ロッカー		実験台														
本棚		実験台														
本棚		実験台														
作 業 実 施 者	☒	旭川太郎														
作 業 責 任 者	☒	北海花子														

* 作業責任者は、各項目を確認すること(□に✓)。

① 室内空気汚染に係る職員健康対策マニュアル

旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針（以下「指針」という。）に基づき、施設管理者及び関係部局は連携して適切な対応をすることにより、市民や職員が快適で安心して利用できる施設の維持管理に努めることとしているが、職員に化学物質が起因する健康被害と疑われる事例が発生した場合、また、職員の健康被害を防止するため施設管理者等は次により対応する。

1 使用開始前の対応

（１）職員安全衛生委員会による現地視察等

職員安全衛生委員会は、労働安全衛生法第１９条第１項に基づき、市長が職員の安全及び衛生管理対策について、意見を求めるため調査審議させる機関であり、次により職員の健康被害の防止を図る。

- ① 職員安全衛生委員会は、職員の健康被害の防止及び健康の保持増進を図るため、職員が常駐する公共建築物の新築や改修工事等が行われた施設のうち職員安全衛生委員会が現地視察を必要とする施設については、使用開始前に施設の視察を行う。
- ② 職員安全衛生委員会は、施設視察にあたり職員が常駐することにより健康被害が危惧されるときは、産業医の意見を聞き、旭川市公共建築物室内空気汚染対策会議（以下「対策会議」という。）に改善等の意見を述べる。

（２）施設管理者への室内空気汚染低減対策の周知

工事発注部局は、引き渡し時までには施設管理者に対し室内空気汚染低減対策（日常的な換気等）の周知を徹底する。

（３）施設管理者による健康状態の把握

- ① 施設管理者は、施設の新築や改修工事等が行われる場合、施工前と完成後使用時に職員の健康状態の把握に努める。
- ② 施設管理者は、化学物質に過敏に反応する職員について、特に留意し健康状態の把握に努める。
- ③ 健康状態の把握にあたっては、必要に応じて健康管理室の指導・助言を受ける。

2 使用開始後の対応

（１）日常の換気対策等

施設管理者は、職員の健康被害を防止するため、日常の管理において指針に基づき、適正な換気量を確保する。また、清掃作業等に使用する洗剤、ワックスや合成洗剤、漂白剤、芳香剤、消臭剤の使用に十分配慮する。

(2) 健康被害への対応

化学物質に起因すると疑われる体調不良の主な症状は、多岐にわたり個人差が大きく、原因物質も多種多様であり、体調不良の訴えがあった場合の所属長の初動対応が非常に重要であることから、所属長は、次に留意し対応する。

① 化学物質過敏症の主な症状

- ・中枢神経系の症状：頭痛、不安、うつなど
- ・目の症状：刺激痛、視力障害など
- ・気道の症状：咽頭痛（のどのはれ、痛み）など
- ・循環器症状：どうき、不整脈など
- ・その他の全身症状：倦怠感、筋肉痛、関節痛など

以上のように、特徴のない症状が多いので、他の慢性的な病気による症状を除外し、何らかの化学物質に接触したかを確認する。

② 職員から化学物質に起因する体調不良の発生が疑われる訴えや相談があった場合、所属長は当該場所から、直ちに避難させた上で、医療機関の受診を勧めるとともに、体調不良を訴える者の状況を把握する。

(体調不良時の内容確認)

- ・体調不良の起こった日時・場所
- ・どのような体調不良か
- ・体調不良の状態は職場と家で異なるか
- ・体調不良を訴えている者はほかにいないか

③ 所属長は、職員健康管理室に情報を提供し指導・助言を受けるとともに、所属部局長に報告する。

職員健康管理室（内線 3 2 2 5）

④ 所属長は、職員健康管理室の指導・助言に従い行動する。

(3) 健康管理室による対応

職員健康管理室は、化学物質に起因すると疑われる体調不良の訴え等のある職員に対し、所属長と連携を取りながら次のことを行う。

① 所属長等から職員健康管理室に情報がもたらされたときは、職員健康管理室は次の対応を行う。

- ・執務室等の現場の確認をする
- ・体調の不良を訴える者からの状況及び体調の確認をする
(別紙1に基づく症状の確認・血圧測定など)
- ・職場内の職員から状況の確認をする
- ・産業医への報告と対応についての確認をする
- ・所属長及び本人への今後の方向性を説明する
- ・定期的健康調査を実施する

② 職員健康管理室は、体調不良等を訴える職員の不安を解消するまで、所属長と連携し継続して職員の体調管理を行う。

- ③ 職員健康管理室は、体調不良等を訴える職員の健康状況について、必要に応じて対策会議に報告する。

3 療養補償等に係る諸手続き

他の公務災害や通勤災害と同様、療養補償等の諸手続きにあたっては、職員厚生課と協議・相談を行う。

また、公務による災害に対する補償は、被災職員からの請求に基づき、所定の手続きを経て、地方公務員災害補償基金等によって行われる。

ただし、公務災害等の認定の判断として、特に疾病の発症原因が公務と相当因果関係があると明らかに認められることが必要となる。

健康調査票

記載日 年 月 日

氏名

所属

I 下記症状の有無及び室内空気環境（ ）との関連について☑を入れてください。

※（ ）には体調不良が生じた執務室名を記載してください。

	よくあった 毎週のように	ときどき	まったく ない	その症状は、室内空気環境と関係 していると思いますか？	
				はい	いいえ
1 とても疲れる	☐	☐	☐	☐	☐
2 頭が重い	☐	☐	☐	☐	☐
3 頭が痛い	☐	☐	☐	☐	☐
4 吐き気やめまいがする	☐	☐	☐	☐	☐
5 物事に集中できない	☐	☐	☐	☐	☐
6 目がかゆい・あつい・チクチクする	☐	☐	☐	☐	☐
7 鼻水・鼻づまり、鼻がムズムズする	☐	☐	☐	☐	☐
8 声がかすれる、のどが乾燥する	☐	☐	☐	☐	☐
9 咳が出る	☐	☐	☐	☐	☐
10 顔が乾燥したり赤くなる	☐	☐	☐	☐	☐
11 頭や耳がかさつく・かゆい	☐	☐	☐	☐	☐
12 手が乾燥する・かゆい・赤くなる	☐	☐	☐	☐	☐

II その他、気になる症状等があれば記載してください。

[]

㊦ 室内空気汚染における市民健康被害対応マニュアル

このマニュアルは、旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針（以下「指針」という。）に基づき、市有の公共建築物において市民に化学物質が起因すると疑われる健康被害が発生した際に、施設管理者が適切及び迅速な対応をすることにより、健康被害を最小限にとどめることを目指すものである。

1 健康被害の訴えがあった市民への対応

健康被害の拡大を防ぐためには、当該施設における速やかな初期対応が非常に重要であることから、施設管理者は、市民（施設利用者）から健康被害の訴えがあったとき、別紙（施設管理者対応フロー図）の流れに従って、次のことを実施する。

（１）当該場所から直ちに避難させる。

避難場所としては効果的な換気ができる部屋など比較的安全な部屋が良い。戸外でも可。

（２）本人の状況を様式１の「Ⅰ」を用いて次の聞き取りを実施し、本人の訴えの概要について記録しておく。

- ・氏名
- ・年齢
- ・連絡先

（３）避難場所で少なくとも１０分以上休んでもらう。

ただし、本人が帰宅を希望する場合はその限りではない。

① 避難させたことにより、症状が消失したときは自宅で様子をみてもらう。さらに、翌日、様式１の「Ⅲ」を用いて次の聞き取りを実施する。

- ・体調
- ・受診の有無

なお、自宅において再び症状が現れ体調が「やや悪い」又は「悪い」との訴えがあったときは、様式１の「Ⅱ」を用いて聞き取りを実施した後、速やかに健康推進課に連絡する。

② 避難させても症状が消失しないときは、様式１の「Ⅱ」を用いて次の詳細な聞き取りを実施する。

- ・発生日時
- ・発生場所
- ・本人の訴え（詳細）

さらに、翌日、自宅での症状の有無について様式１の「Ⅲ」を用いて次の聞き取りを実施する。

- ・体調
- ・受診の有無

なお、体調の聞き取りにおいて、「やや悪い」又は「悪い」との訴えが

あったときは、速やかに健康推進課に連絡する。

健幸保健部 健康推進課 健康支援担当（内線 2 9 6 1、2 9 6 2）
--

2 健康推進課との連携

施設管理者は、健康被害状況調査票（様式 1）「Ⅲ」の体調の聞き取りにおいて、「やや悪い」又は「悪い」との訴えがあったときは、様式 1 の内容について速やかに健康推進課に連絡し指導・助言を受ける。また、健康被害の訴えがあった市民の不安が解消するまで健康推進課との連携を図りながら、継続してその市民への対応にあたる。

なお、健康推進課との連携にあたってはプライバシーの保護に配慮し、健康被害の訴えがあった市民に了承をもらう。健康推進課の対応は参考 1 を参照のこと。

3 所属部局長への報告

施設管理者は、市民からの健康被害の訴えの事実、対応等を所属部局長へ報告する。

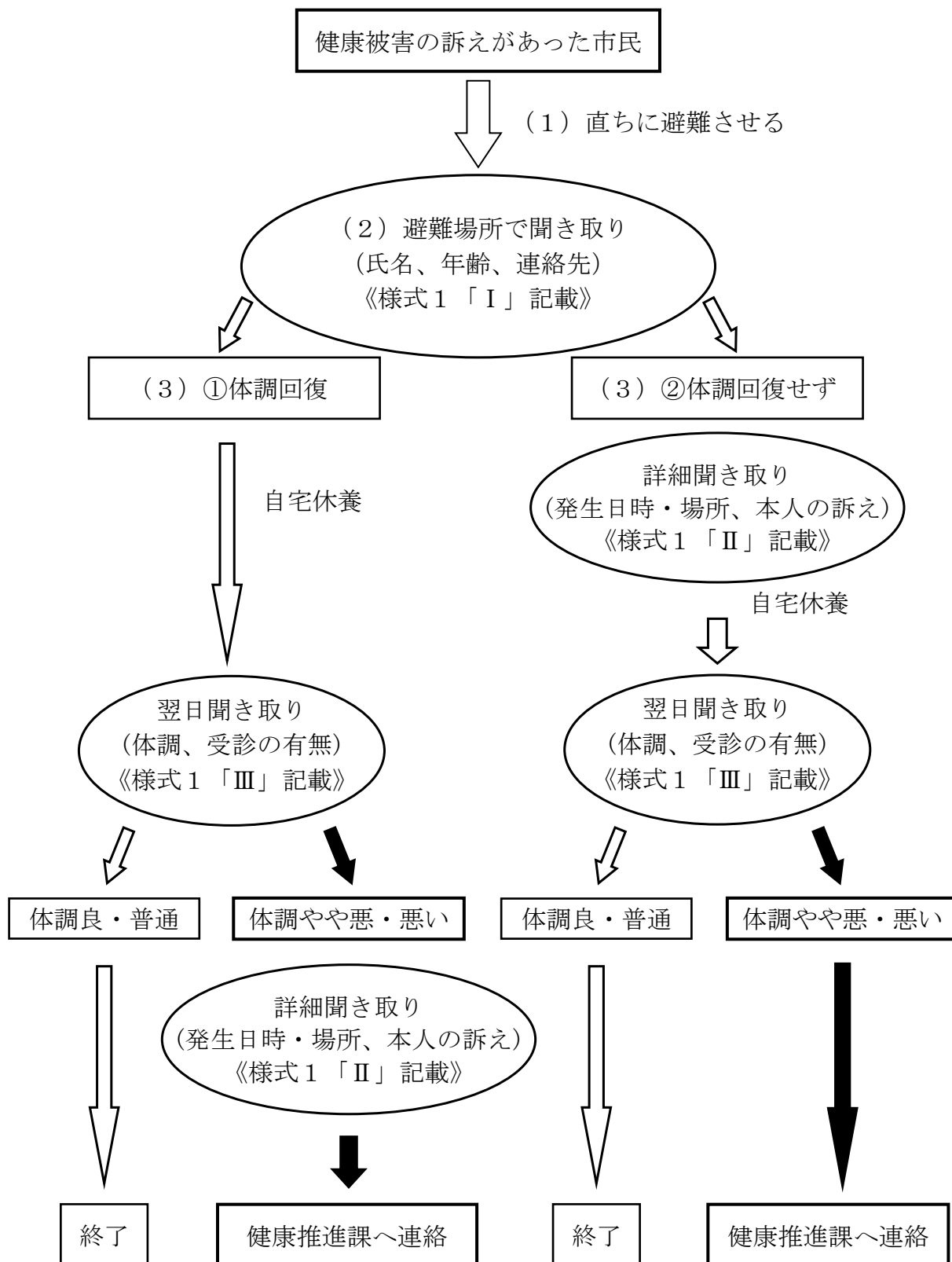
4 旭川市公共建築物室内空気汚染対策会議（以下「対策会議」という。）への報告

施設管理者は、指針に示されているとおり、対策会議へ報告し指示を受ける。

5 日常管理の徹底・制限

日常の管理については指針に示されているとおりではあるが、施設管理者は事実関係が明らかになるまでは対策会議の指示を受け、当該場所においては換気の徹底を図るとともに、ワックス・合成洗剤の使用など、化学物質が含まれているものの使用を中止するなど日常管理の更なる徹底・制限を実施する。

<施設管理者対応フロー図>



課長	補佐	係長	係

健康被害発生（疑）状況等調査票

I

氏名	年齢	連絡先
	歳	(TEL)
本人の訴え（概要）	例) ○○施設に来たところ、30分後に目がチカチカした。	
記載年月日	施設名	担当者名

II

発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
発生場所	施設名
	具体的な場所
本人の訴え（詳細）	※本人の言動をそのまま記載してよい。
担当者の対応	
記載年月日	担当者名

III

連絡日時	月 日 午前・午後 時 分
体 調 (*のときは 健康推進課へ連絡)	良い ・ 普通 ・ やや悪い* ・ 悪い*
受診の有無	有 ・ 無
担当者の対応	終了 ・ 健康推進課へ連絡 ・ その他
記載年月日	担当者名

〈参考〉

シックハウス症候群について

1 よく見られる症状

- ・頭痛 ・目や喉の刺激感
- ・皮膚のかゆみ ・動悸
- ・めまい ・倦怠感
- ・関節痛 など

2 特徴

その場を離れると症状が消失

課長	補佐	係長	係

健康被害発生（疑）状況等調査票（記入例）

I

氏名	年齢	連絡先
旭川 花子	53歳	旭川市6条通9丁目〇〇方 (TEL 〇〇-〇〇〇〇)
本人の訴え（概要）	例）〇〇施設に来たところ、30分後に目がチカチカした。 〇〇センターに来たところ、臭いが気になり、めまいがした。	
記載年月日 令和5年7月10日	施設名 〇〇センター	担当者名 北海 太郎

II

発生日時	令和5年 7月10日 午前・午後 2時30分頃	
発生場所	施設名	〇〇センター
	具体的な場所	2階研修室A
本人の訴え（詳細） ※本人の言動をそのまま記載してよい。 目がチカチカする。研修室に入った時から臭いが気になっていた。 そのままサークル活動が続けていたら、1時間後にめまいがして、きもちが悪くなった。ロビーで少し休んだが、良くならない。		
担当者の対応 換気のよいB室で休んでもらった。20分たっても具合が悪かったが、めまいがおさまり、本人が希望したので、自宅で様子をみてもらうことにした。		
記載年月日 令和5年7月10日	担当者名 北海 太郎	

III

連絡日時	7月11日 午前・午後 10時00分
体調 (*のときは 健康推進課へ連絡)	良い・普通・やや悪い*・悪い* 昨日までは、具合が悪かったが、今朝起きてみると普段と変わらなかった。
受診の有無	有・無
担当者の対応	終了・健康推進課へ連絡・その他 対策会議事務局に〇月〇日連絡済み。
記載年月日 5年7月11日	担当者名 北海太郎

〈参考〉

シックハウス症候群について

1 よく見られる症状

- ・頭痛 ・目や喉の刺激感
- ・皮膚のかゆみ ・動悸
- ・めまい ・倦怠感
- ・関節痛 など

2 特徴

その場を離れると症状が消失

【健康推進課の対応】

健康推進課は施設管理者から情報提供があったときは、健康被害の訴えがあった市民に対し、施設管理者と連携を図りながら次のことを実施する。

1 健康被害発生時における対応

(1) 健康被害の訴えがあった市民から発生状況及び体調を把握する。

(別紙：シックハウス症候群・化学物質過敏症等相談票)

(2) 体調等に応じて、医療機関や対処法等の情報提供を行う。

なお、情報提供する主な内容は次のとおり。

ア 日常生活において換気に努めること

イ 新陳代謝を促すため、運動や入浴を行い、汗をかくこと

ウ 合成洗剤や柔軟剤、消臭剤、香水等はできるだけ使わないこと

エ 規則正しい生活とバランスの良い食事を心がけ、体調を整えること

2 発生時以後の対応

(1) 健康被害の訴えがあった市民に対し、必要に応じて、体調確認や相談対応を継続して行う。

(2) 施設管理者等へ健康推進課の対応についての報告を行う。

なお、プライバシーの保護に配慮し、施設管理者等への報告については、健康被害の訴えがあった市民に了承を得た上で行う。

別紙

シックハウス症候群・化学物質過敏症等相談票

報告日 年 月 日

相談年月日	年 月 日 ()	区分	来所・訪問 電話	初回 () 回目	対応者	
相談者	氏名	性別	男性・女性	年代		
	住所				電話番号	
疾患名 (複数可)	☐ シックハウス症候群 ☐ 化学物質過敏症 ☐ 電磁波による健康問題 ☐ アレルギー性疾患					
相談項目	☐ 症状 ☐ 空気質測定 ☐ 予防対策 ☐ 専門医療機関紹介 ☐ 知識 ☐ その他					
相談概要						
相談内容						
対応内容等						
相談の 事後処理	終了 ・ 継続 () 検査機関の紹介先 () 他相談機関紹介先 () 医療機関紹介先 ()					

旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針

関連マニュアル編

発行 旭川市公共建築物室内空気汚染対策会議

問合せ先 事務局 建築部営繕課

電話 0166-25-8546